

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 31 年
3 月 19 日
(火曜日)

目 次

- 規則
建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………三
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………七
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………七
解除予定保安林（下関市）（森林整備課）……………七
解除予定保安林（萩市）（森林整備課）……………七
道路の位置の指定（建築指導課）……………八
- 公告
山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の指定（障害者支援課）……………八
公園施設に係る指定管理者の指定（都市計画課）……………八
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………九
政治団体の名称等……………九
政治団体の異動事項……………九
解散等に係る政治団体の名称等……………〇
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………一
企業管理規程……………一
山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程……………一



建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「別記第十三号様式」を「道路位置指定承諾書（別記第十三号様式）」に改める。

第二十七条第一項の表許可の区分の欄中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「若しくは第五項の」を、「第五項若しくは第六項の」に改め、同表書類の欄中「第四十三条第一項ただし書」を「第八十五条第三項又は第五項」に、「許可の場合に限る」を「許可の場合を除く」に改める。

第二十七条の二第一号中「日影図（）」の下に「法第四十三条第二項第一号の規定による認定の場合にあつては断面図及び日影図を除き、」を加え、「日影図」を「日影図」に改め、同条第三号中「環境図」の下に「（法第四十三条第二項第一号の規定による認定の場合を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 省令第十条の四の二第二項の承諾書は、土地通行承諾書（別記第十八号様式）によらなければならない。

別記第十二号様式中

土地の所有者、管理者又は使用者の別

所有者その他の権利者又は管理者の別

に改める。

別記第十三号様式中

下記の土地について、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けても、なんら異議はありません。

下記の土地について、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の

指定を受けても、なんら異議はありません。
 管理者にあつては、当該土地を建築基準法施行令第44条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理します。

「所有者、管理者又は使用者の別」

「所有者、管理者又は使用者の別」

「その他」

別記第十六号様式中

「土地の所有者又は管理者は使用者の別」

「所有者その他の権利者の別」

「その他」

別記第十七号様式中

「土地の所有者又は管理者は使用者の別」

「所有者その他の権利者の別」

別記第十八号様式を次のように改める。

第18号様式 (第27条の2関係)

土地通行承諾書

建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定に関し、下記土地を将来にわたつて通行することについて、なんら異議はありません。
 管理者にあつては、当該土地を建築基準法施行令第44条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理します。

様

記

④	氏名	住所	住	所有者その他の権利者の別	承諾年月日	土地の所在及び敷地番号

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年三月十九日から同年四月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社丸久
- 住 所 防府市大字江泊一九三六番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社丸久（仮称）丸久デリカ・プロセスセンター
所在地 防府市大字江泊二四七七番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始
二一イ	(kg/時) 二、〇〇〇	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日
〃	(kg/時) 一、五〇〇	〃	〃	〃
二一イ	(kg/時) 二、〇〇〇	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日
〃	(kg/時) 一、五〇〇	〃	〃	〃
〃	(kg/時) 二、〇〇〇	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日
〃	(kg/時) 一、五〇〇	〃	〃	〃
〃	(kg/時) 二、〇〇〇	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日
〃	(kg/時) 一、五〇〇	〃	〃	〃
〃	(kg/時) 二、〇〇〇	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日	平 成 三 十 一 年 三 月 一 日
〃	(kg/時) 一、五〇〇	〃	〃	〃

〃	〃	〃	三ーイ	(二基) 三ーイ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
(kg/回) 六〇	(ℓ/回) 一五〇	(切れ/時) 二、八〇〇	(尾/時) 三、〇〇〇	(尾/時) 二、〇〇〇	(回/分) 五五	(回/分) 六〇	(枚/分) 六五	(枚/分) 二五〇	(枚/分) 二七五	(枚/分) 三二〇	(本/時) 一、五〇〇	(枚/時) 四〇〇	(枚/時) 二、八二〇	(個/時) 三六〇	(kg/時) 五〇〇	(kg/時) 六五〇	(kg/時) 七五〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	六時間	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「二一イ」、「三一イ」及び「三ーロ」並びに「六六の五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号の畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設、同表第三号の水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設及び洗浄施設並びに同表第六十六号の五の弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設をいう。	六六の五 (二基)	四九、六〇〇 (食/日)	〃	〃	〃	連	〃	二時間	〃
	三ーロ	(枚/時) 八〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

排水 処理 施設	種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	処理後	処理前	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
排水 処理 施設	種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	処理後	処理前	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

排水処理施設	種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	〃
〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃
〃	〃	浮遊物質質量 (mg/l)	〃
〃	〃	動植物油脂類 (mg/l)	〃
〃	〃	窒素 (mg/l)	〃
〃	〃	りん (mg/l)	〃
〃	〃	排水等の一日当たりの量 (m ³)	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 隔間	概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
製鉄 コンクリート	〃	〃	三〇〇	膜分離活性汚泥 上法・凝集加圧浮	連続	二四時間 変動なし	平成三二、 四、二七	平成三二、 六、三〇	平成三二、 九、一

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。	六六の五 (二基)	三〇口	〃	〃	〃	三〇イ (二基)	三〇イ (二基)
五・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六〇四	九〇七	〃	〃	〃	〃	〃	七〇	七〇
四三〇	三〇	〃	〃	〃	〃	〃	七〇	九〇
五三〇	四〇	〃	〃	〃	〃	〃	九〇	九〇
三八〇	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四七〇	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	八
一九六	八	〃	〃	〃	〃	〃	五	一〇

No. 1	排水口	六	五・八	二八	三四	六二	七九	一四	二二	二八	四	五	二六五	三四二
-------	-----	---	-----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	-----	-----

山口県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

平成三十一年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	称 療	所 機	在 関	地 地	休 止 年 月 日
医療法人河野医院		宇部市文京町四番五二号			平成三二、一、九

山口県告示第七十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成三十一年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
小畑区域 玉江浦区域 埴生区域		総トン数十トン未満の漁船により、船びき網を使用して営む漁業 小型いかつり漁業及び小型定置網漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十一年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除予定保安林の所在場所
下関市豊北町大字角島字後田無手八五三の九、八五三の一七、八五三の一八
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十一年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除予定保安林の所在場所
萩市大字明木字向横瀬一七〇五（次の図に示す部分に限る。）、一七〇六、一七〇九、一三〇八三・字浴山一一六七四の一・字清水ケ浴一一六七六の一・字清水ケ浴西一一六七八の一・字向横瀬西ケ輪一一六七九の一・一一六八一の一・一一六八三・一一六八五の一・字芋ケ迫右平一一六八六・一一六八八の一・字芋ケ迫一一七〇二の一・字風呂ケ迫一一七〇五・一一七〇七の一・一一七一〇の一・一一七三九・字か年ケ埴右一一七四三の一・一一七四四・字仏木右一一七四八の一・一一七五一の一・字小内匠右一一七五三・字仏木一一七九七の六・一一八二七から一一八二九まで（以上二五筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	熊毛郡田布施町大字下田布施字道吉七六一の四及び七六一の四地先並びに字蛭子屋八六三の一〇、八六三の一三及び八六三の一三三先
幅員(メートル)	四・〇
延長(メートル)	七・〇
指定年月日	六三・五 平成三二、三、八



(六九) 山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の指定

身体障害者社会参加支援施設条例の一部を改正する条例（平成三十年山口県条例第四十一号。以下「一部改正条例」という。）附則第二項の規定により、山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成三十一年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人山口県障害者スポーツ協会 山口市大手町九番六号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 一部改正条例による改正後の身体障害者社会参加支援施設条例（昭和四十八年山口県条例第七号。以下「改正後の条例」という。）第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - (二) 改正後の条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 改正後の条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

- (四) 改正後の条例第七条の規定により、山口県身体障害者福祉センターの利用を拒むこと。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 三 指定の期間
 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間

(七〇) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成三十一年三月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
山口きらら博記念公園	多目的ドーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、ビーチバレー場、水泳プール及びその他の都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 称 さらら未来創発パートナーズ
 代表者 美津濃株式会社

主たる事務所の所在地 大阪市住之江区南港北一丁目二番三五号

- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
 - (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
 - (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
 - (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
 - (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間
平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間



山口県選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成三十一年三月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	一三三、三四六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四五、九〇七
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四五、九〇七
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	長門市選挙区 九、四九五 光市選挙区 一、三九五 岩国市・和木町選挙区 三、九二五 下松市選挙区 一、二七三 防府市選挙区 三、三三三 萩市・阿武町選挙区 一、八七一 宇部市選挙区 四、四六五 山口市選挙区 五、三三三 下関市選挙区 七、四三七

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	柳井市選挙区 美祇市選挙区 周南市選挙区 周防大野田市選挙区 山陽小野田市選挙区 上関防町・田布施区 平生町選挙区	一四、七〇七、九〇七 八、四七〇、七九六 六、九二二、四七九 六、五〇一、二九六
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項		二四五、九〇七
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項		

山口県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出年月日
立憲民主党山口県連合	坂本 史子	盛重 耕二	山口市道場門前 / 丁目3番5号	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党（立憲民主党）の支部	平成30、7、12、7
浅田徹後援会	田中 輝明	田中 輝明	宇部市西字部北3丁目1番4号		11、16
牛見航後援会	牛見 航	牛見 菜緒	防府市大字真尾125の8		29
阪本ゆうき後援会	太田 英弘	新久保克己	下関市大字阿内9778の2		12、5
下村ひでき後援会	芳川 修栄	岡本 恭昭	〃 綾羅木本町 / 丁目2番20号		〃
橋本龍太郎後援会	橋本龍太郎	橋本宏次郎	防府市大字上右田1650の1		〃
林たかふみ後援会結志会	林 昂史	林 昂史	下関市彦島追町6丁目1番4号		〃 11、5

松浦多紋後援会	上田 和義	高須 宏美	防府市千日2丁目6番6号	〃	9
安國浦洋上風力発電建設に反対する地域政党	佐々木信夫	佐々木登美子	下関市武久町2丁目5番13号	〃	12、7
吉村たけしを支える会	酒井 好男	岡村 俊彦	〃 菊川町大字日新2/3	〃	11、8

山口県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十一年三月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
公明党山口県本部	榎屋 敬悟	会計責任者	上岡 康彦	先城 憲尚	平成30、8 11、
秋山けんじ後援会	秋山 賢治	名 称	秋山けんじ後援会	秋山けんじ応援サポーターの会	〃 24
井川のり子後援会	伊藤 敦子	代 表 者 事 務 所	伊藤 敦子 下関市丸山町4丁目6番6号	西田 隆廣 下関市武久町2丁目18番3号	〃 9、6
岩本ひろ子後援会	森 久子	代 表 者	森 久子	藤本 幸嗣	〃 11、26
笠井泰孝後援会	堀田 正隆	〃	堀田 正隆	日下 卓美	〃 11
幸福実現党山口県本部	河井美和子	事 務 所	周南市西松原3丁目1番29号	周南市野上町1丁目2	〃 7
渋谷正後援会	山本 静治	代 表 者	山本 静治	松永 幸一	〃 12、13
曾田さとし後援会	曾田 聡	事 務 所	山口市小郡大江町5番19号	下関市山本の口町1番18号	〃 〃
田中義一後援会	高嶋 雄一	代 表 者	高嶋 雄一	藤井 勲	〃 7、29

田村ひろみ後援会	森本 隆之	代 表 者 事 務 所	森本 隆之 岩国市今津町2丁目7番35号	木戸 久夫 岩国市元町1丁目7番17号	〃 1
T R C 安倍晋三政経研究会	高崎 満幸	代 表 者 事 務 所	高崎 満幸 下関市上田中町4丁目5番5号	川波 正利 下関市川中豊町7丁目10番10号	〃 10、5
日本第一党山口県本部	野澤 純一	代 表 者 事 務 所	野澤 純一 平川 直樹 下関市笹山町2番12号	野澤 純一 宇部市恩田町3丁目5番3号	〃 11、15
はまさき伸浩後援会	濱崎 伸浩	名 称 事 務 所	はまさき伸浩後援会 下関市吉見本町1丁目2番29号	濱崎伸浩後援会 下関市吉見本町1丁目2番30号	〃 9
松浦たもとみんなの会	上田 和義	名 称	松浦たもとみんなの会	松浦多紋後援会	〃 15
本池妙子後援会	大松 妙子	会計責任者	川畑美佐子	柿田多加子	〃 12、20

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
政治団体後援会	浅本 覚	浅本 輝明	下松市大字笠戸島943の3	平成29、3/12
新しい時代を切り拓く政治経済研究会	山田 健一	中村 俊博	熊毛郡平生町大字大野北29の1	平成30、3/14

牛見航後援会	牛見 航	山根 新平	防府市大字真尾125の8	平成28、 29、31
江原ますお後援会	池之上 博	大田 隆二	下関市田中町6番23号	平成29、 30、31
河村龍男後援会	河村 龍男	河村 律子	光市中央6丁目20番2号	31
近藤栄次部後援会	池之上 博	大田 隆二	下関市田中町6番23号	31
橋本龍太郎後援会	橋本龍太郎	橋本宏次郎	防府市大字上右田1650の1	31
ひがき徳雄後援会	池之上 博	大田 隆二	下関市田中町6番23号	31
藤田政策研究会	藤田 時雄	加藤 寿彦	山口県山口市4番9号	平成30、 31
山田健一後援会	瀬光 明	伊藤 勝美	熊毛郡平生町大字大野北29の1	31、 32、34

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でな くなった年月日)
藤田 時雄	藤田政策研究会	平成30、12、7
山田 健一	新しい時代を切り拓く政治経済研究会	31、 32、34



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程を次のように定め

る。

平成三十一年三月十九日

山口県公営企業管理者 小 松 一 彦

山口県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局行政財産使用料徴収規程(昭和五十一年山口県企業管理規程第一号)の

一部を次のように改正する。

別表占用物件の項の備考7中「一・〇八」を「一・一」に改める。

附 則

この管理規程は、平成三十一年十月一日から施行する。

平成三十一年三月十九日印刷

発行人所

山口県知事庁